

独立行政法人水資源機構分任契約職
木曾川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一
(公印省略)

見積依頼書

- 1 件名 浄化槽維持管理業務(総合管理所)
- 2 施行場所 愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1
独立行政法人水資源機構木曾川中下流用水総合管理所
- 3 工期 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 内容等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 下記に掲げる全ての条件を満たしている者であること。
①愛知県の浄化槽保守点検業者に登録があること。
②稲沢市のし尿汲み取り・浄化槽清掃の許可業者であること。
- 2 見積書等
 - 1) 様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2) 提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3) 提出期限 令和8年3月25日 12:00 まで
 - 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 木曾川中下流用水総合管理所 経理課 担当者
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482
 - 5) 質問書 令和8年3月17日 12:00 まで
※質問の回答については、令和8年3月19日までにHPに掲載します。
 - 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和8年3月25日 16:00 までとします。
 - 7) その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 3 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 4 その他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

仕 様 書

第 1 章 総則

第 1 節 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構木曾川中下流用水総合管理所（以下「機構」という。）が施行する「浄化槽維持管理業務（総合管理所）」（以下「業務」という。）に適用する。

第 2 節 業務概要

2-1 業務概要

本業務は、木曾川中下流用水総合管理所及び敷地内（公衆）のトイレの浄化槽の機能を正常に保つために保守等を行うものである。

また、浄化槽法に基づく 11 条検査も実施する。

2-2 業務場所

稲沢市祖父江町馬飼寺東 26-1

独立行政法人水資源機構木曾川中下流用水総合管理所

第 3 節 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

第 4 節 業務数量

総合管理所（40人槽）	保守点検	6回
	消毒剤投入	6回
	機器類点検	6回
	水質検査	6回
	総合水質検査	1回
	汚泥引抜清掃	10 m ³

公衆トイレ（50人槽）	保守点検	6回
	消毒剤投入	6回
	機器類点検	なし
	水質検査	6回
	総合水質検査	1回
	汚泥引抜清掃	6 m ³

浄化槽法に基づく第 11 条検査

- 1) 外観検査
- 2) 水質検査
- 3) 書類検査

第5節 点検の日程調整等

業務実施日については、担当職員と調整のうえ実施するものとする。

なお、業務を実施する際は、他設備等に損害を与えないよう十分注意するものとする。

万一、損害を与えた場合は、すぐに発注者に報告するとともに、受注者の負担において修復又は取替えを行うものとする。

第6節 疑義等

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第2章 業務内容

第1節 点検設備

本業務で点検する設備は、以下のとおりとする。

(1) 木曾川中下流用水総合管理所

単独 長時間ばっ気方式 40人槽

(2) 公衆トイレ

単独 長時間ばっ気方式 50人槽

第2節 注意事項

本業務中、設備の運転を停止する必要がある場合は、事前に担当職員と協議し、指示に従うこと。

第3節 浄化槽の汲み取り

点検により、汲み取りが必要になった場合は、速やかに担当職員に報告すること。

第4節 点検結果報告書の提出

点検結果を点検終了後に担当職員に提出すること。

浄化槽法第11条検査に基づく検査結果書も点検終了後に担当職員に提出すること。

第5節 その他

不時の故障、障害が発生した場合は、速やかに担当職員に連絡し、必要な点検を行うものとし、これに要した費用等については、協議の上処置するものとする。

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曾川中下流用水総合管理所 経理課 担当者 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曾川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年3月11日に交付された(件名:浄化槽維持管理業務(総合管理所))
の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例) くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただき番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。